

第 2 回出水市景観計画策定委員会

資料 1

<目 次>	
I. 景観計画策定の進め方.....	1
II. 第 1 回委員会の意見と対応	2
III. シャレットワークショップ（プロジェクトチーム会議）の結果	3
IV. 景観計画の検討.....	4
1. 景観特性と課題	4
2. 景観の将来像と基本方針（素案）	6
3. 具体的方策（素案）	9
V. 景観条例（案）の検討.....	12

平成 20 年 12 月 2 日

出水市

1. 景観計画策定の進め方



(1) 策定委員会の役割

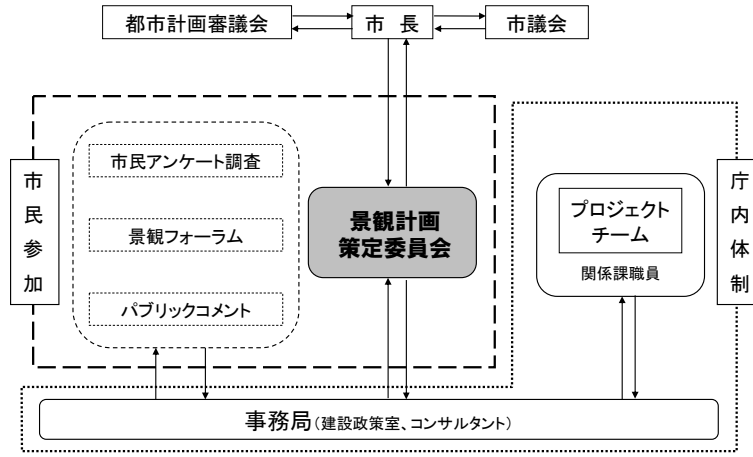
当策定委員会の役割は、主に「景観計画及び景観条例（案）の提案」、「専門的・実践的な内容に関する助言」です。

1. 景観計画及び景観条例（案）の提案

事務局で作成する景観計画及び景観条例のたたき台について、その内容を検討し、市に対して景観計画及び景観条例（案）として提案を行います。

2. 専門的・実践的な内容に関する助言

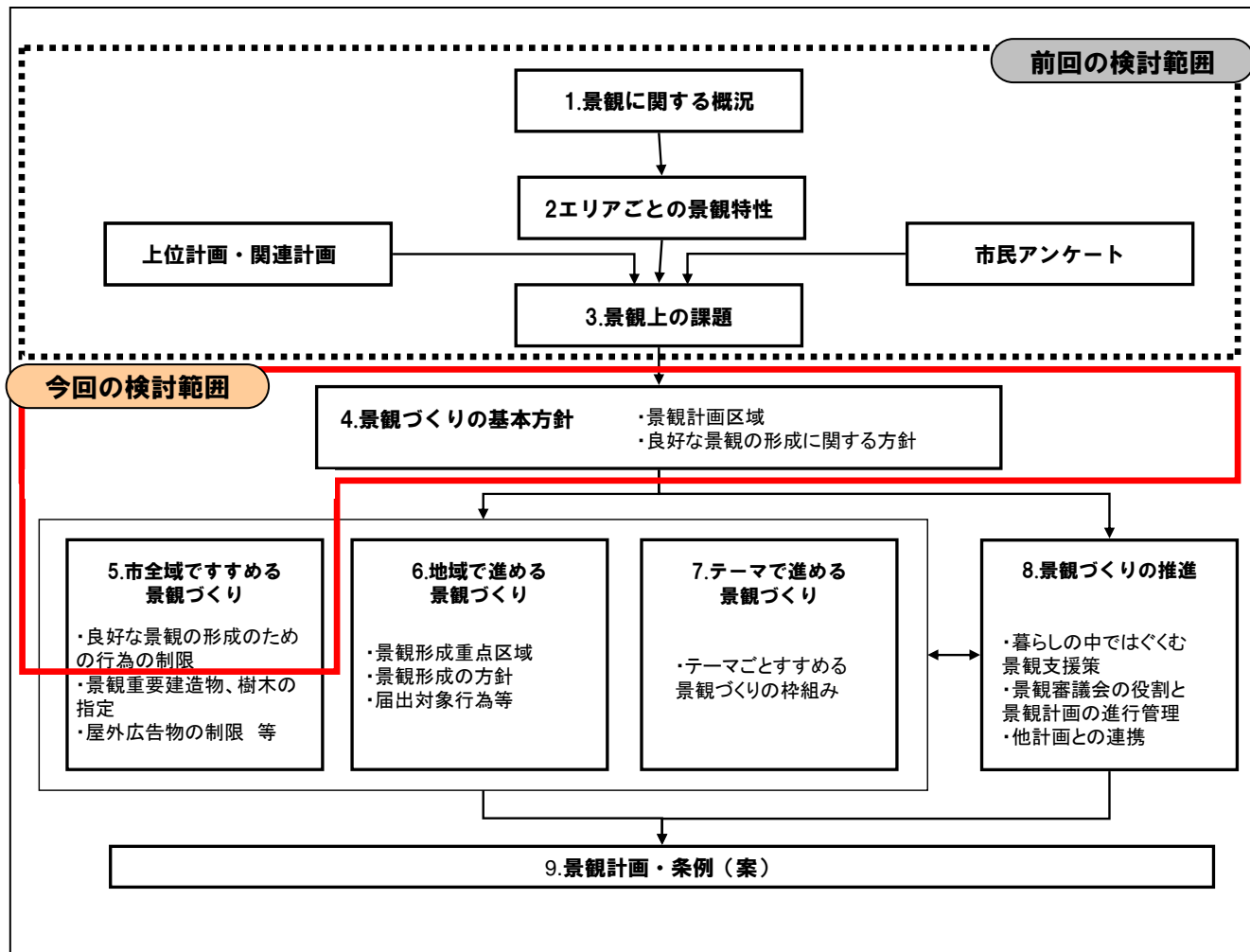
市民、専門家、各種団体等それぞれの立場から、専門的、実践的な内容に関する助言を行います。



▲策定体制

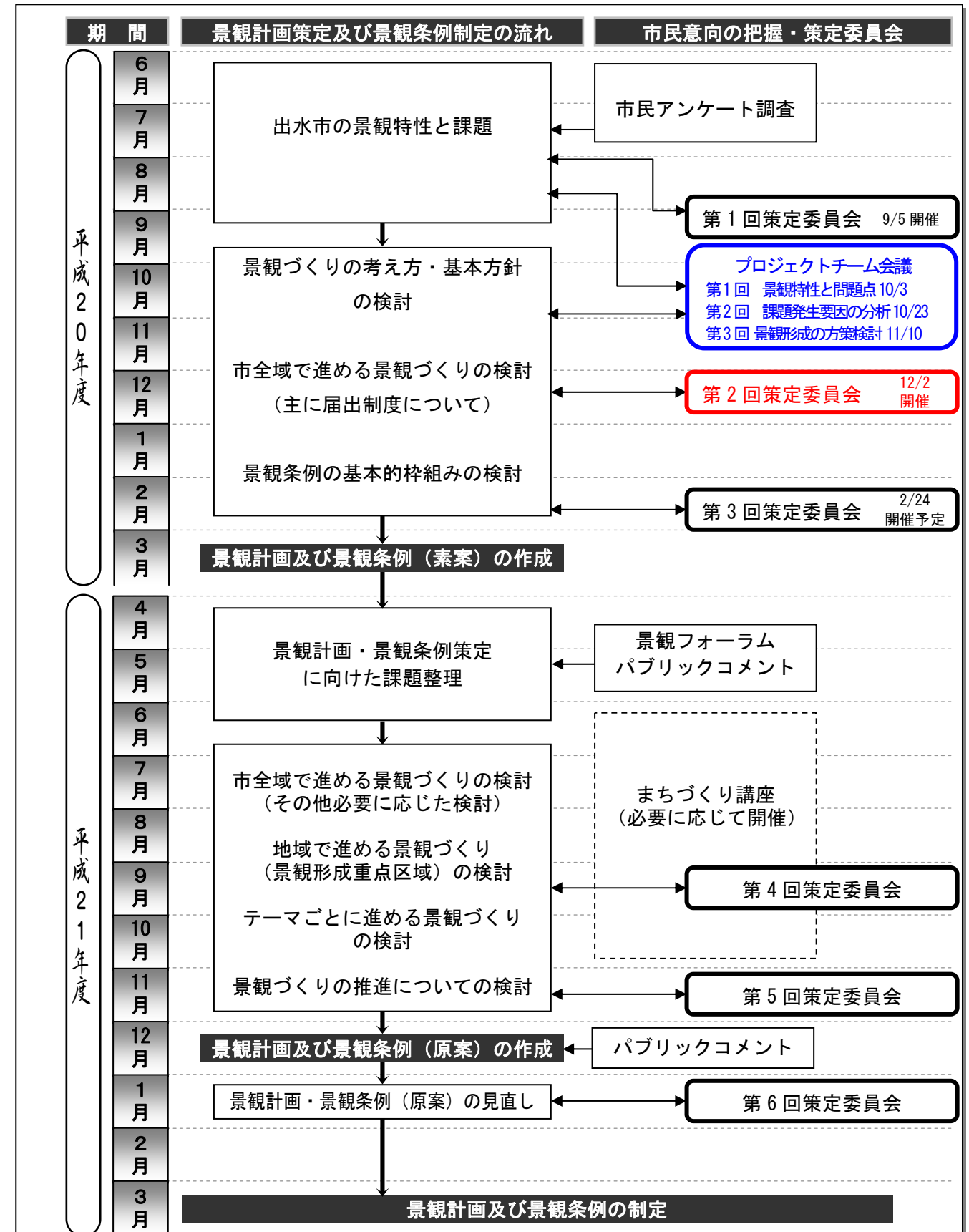
(2) 検討フロー

当策定委員会における景観計画及び景観条例（案）の検討フローは以下のとおりです。



(3) スケジュール

下記スケジュールを基本としつつ、必要に応じて適宜スケジュールを見直ししながら、策定作業を進めます。なお、策定委員会は策定作業の節目に開催します。



II. 第1回委員会の意見と対応



(1) 第1回景観計画策定委員会での意見と対応方針

1回目の委員会でのご意見を整理するとともに、今後の対応方針について示しています。

番号	分類	発言者	内容	回答	今後の対応方針	資料ページ
1	景観資源	委員	高尾野・野田地区には、荒崎展望台の眺望、農道からの眺望などの美しい景観資源がある一方、商店街の衰退は著しい	-	景観計画の特性と課題に反映 (荒崎展望台、沿道からの眺望)	資料1 P4
		委員	景観を磨くことの費用対効果を計りかねているが、この機会にまちの資源を見つめ直したい			-
2	段階的取り組み	委員	長期スパンでの段階的取り組みが必要である	-	・景観計画の基本方針に反映 ・具体的な取り組み策については第3回委員会以降に検討予定	資料1 P7 第3回 委員会以降 検討
		委員	街づくりを大きく構えるのではなく、ゴミをなくすといった景観形成の取り組みを住民が積み重ねることで、良好な景観が形成されると考えている			
		委員	ゴミなど身近な景観に関する問題改善が、予算もかからず比較的早く景観の改善につながる			
3	市民・地域の 取り組み	委員	地域のコミュニティへの支援が、景観計画によって行われ、住民・市民・行政一体となって景観資源を保全できるとよい	-	・景観計画の基本方針に反映 ・具体的な取り組み策については第3回委員会以降に検討予定	資料1 P7 第3回 委員会以降 検討
		委員	市民の取り組みが重要であり、景観計画は行政が市民の取り組み手法や、人、資金等について考え、実行していく行動計画となるとよい			
		委員	NPO 野田郷では、中学生の歴史体験（仮装行列）、亀山城跡の清掃、野田駅の環境美化等の活動を実施している。			
4	市民への広報	委員	景観計画の実効性を高めるには、市民が景観へ理解を深めるための手法を十分研究することが必要である	-	景観フォーラム等、H21年度に向けた市民への広報・取り組みについて、第3回委員会以降に検討予定 市民の意識向上・協働取り組みの実効性に重点を置いた取り組み支援策について、第3回委員会以降に検討予定	第3回 委員会以降 検討
		委員長	出水市民の意識が景観に向くことが重要である			
		委員	耕作放棄地の対策に農林水産省の予算活用等も考えられるが、いずれにしてもその実現には地元の合意形成が必要となる			
5	教育との連携	委員	市民の意識向上が重要であり、公民館・学校教育など様々な観点からの取り組み支援が必要である	景観計画については、市の広報誌・HP等で広く広報する。教育機関への広報手段も検討したい（事務局）	景観計画の基本方針に反映 取り組み支援メニューとして今後検討	資料1 P7 今後検討
		委員	子供たちの絵画コンクール実施を提案する			
6	景観整備をする ための事業	委員	活用可能な関連事業について、ハード・ソフト両面での整理する必要がある	-	次年度の委員会において、活用可能な事業等について検討予定	次年度検討
		委員	歴史まちづくり法が施行され、予算の補助もあるようなので、活用を検討されてはどうか	今後検討していきたい（事務局）		
		委員	法改正等により、事業が実施されないということはないか	景観形成の取り組みは多岐に渡るので、関連事業を上手く活用し、少しずつ実行していく必要がある（委員）		
		委員	景観計画制定によって事業を実施する場合（例えば電柱地中化等）、財源は確保されるのか	・景観計画は、事業を実施する計画ではなく、土地利用の規制・誘導や、取り組み支援を通して少しずつ景観形成に取り組むものである（委員） ・県庁には、多岐に渡る分野が合同して景観形成を進める組織があり、市町村の景観形成の取り組みを支援している（委員）		
7	行政の取り組み	委員	景観資源のある場所で計画された過去の計画をまとめ、関連計画の整合を図る必要がある	合併により、これまでの取り組みを把握しきれていない。今後関連計画を把握し、整理していきたい（事務局）	関連する既存事業を、収集・整理し、景観計画との整合を図る	参考資料1
8	県からの支援	委員	県が平成10年に策定した景観形成基本計画との整合を図る必要があるのではないかと	景観形成基本計画は、概ねの基本方針を示すものである（委員）	県から市への景観形成支援対策の概略を、参考資料に添付	参考資料2
		委員	県から支援策はどのようなものがあるか	県からは補助金という形ではなく、助言や物品等の支援を主に実施している（委員）		
9	スケジュール	委員	景観計画策定に2年間をかけるのは長すぎではないか	2年間かけ景観計画を策定する旨を、資料を元に回答（事務局）	-	-
		委員	景観条例の制定スケジュールについて伺いたい	段階的に検討し、H22年3月に条例と計画を制定するという予定である（事務局）	景観条例の骨子を提示	資料1 P12
10	その他	委員	広瀬橋周辺の米ノ津川整備と景観への配慮について県から意見を頂きたい	県土木部の事業であり、詳細については次回委員会で回答する（委員）	県が確認し第2回委員会で回答	-

III. シャレットワークショップ(プロジェクトチーム会議)の結果

景観に関する意識啓発、景観に関する課題の抽出等を主な目的とし、10月～11月にかけて市役所職員を対象に3回のプロジェクトチーム会議を開催しました。その結果概要を以下に提示します。

■プロジェクトチーム会議の目的

- ・ 景観に対する意識啓発
- ・ 景観に関する情報共有・情報交換
- ・ 景観計画策定に資する情報・資料の効率的な収集
- ・ 景観行政を進める上での現場の課題の抽出
- ・ 現場の課題を解決する実践的かつ庁内横断的取組の検討

■プロジェクトチーム会議の概要

- ・ 実施時期：平成20年10月～11月
- ・ 実施回数：3回（10/6、10/23、11/10）
- ・ 対象者：関係課係長級職員 21名
- ・ 実施方法：ワークショップ形式で意見交換

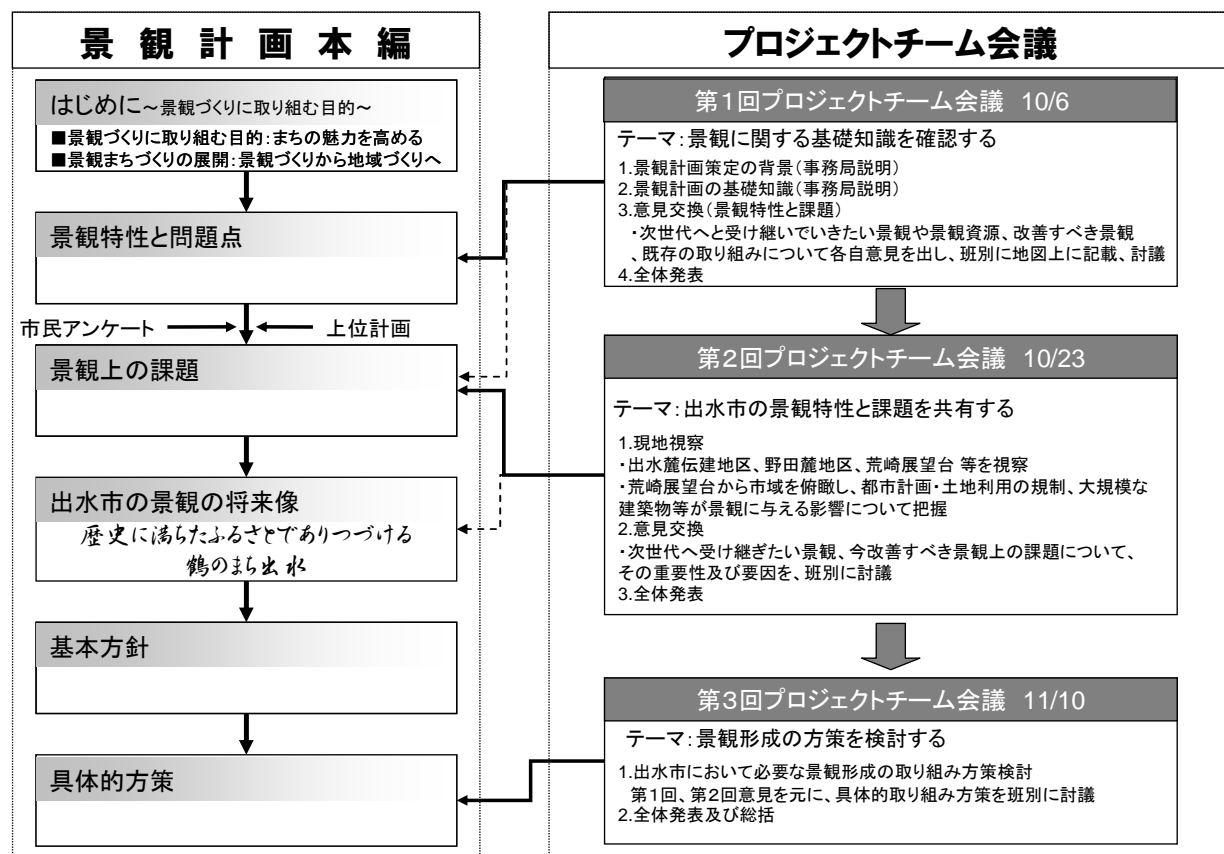


事務局による説明



意見交換の様子

■景観計画策定におけるプロジェクトチーム会議の位置づけ及び会議の概要

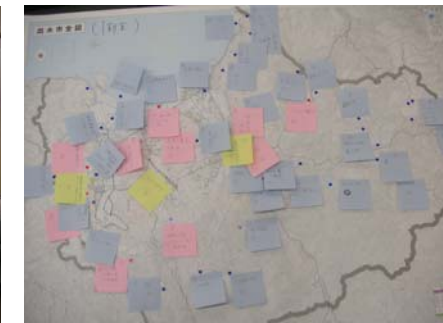


■会議での意見等

会議での意見（一部抜粋）	
第1回	<p><受け継ぎたい景観等> 野田熊陣馬場、感応禅寺周辺、眺望景観（荒崎展望公園、小原山等）等</p> <p><改善すべき景観等> 耕作放棄地、沿道にある雑草や看板、高圧線鉄塔等</p> <p><既存の取り組み> 川端通りの歩車共存道路、公園整備等</p>
第2回	<p><次世代に受け継ぐべき景観の重要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観は日常の生活空間を豊かにするため必要 ・ 歴史的街並みとそこでの暮らしは「ふるさと」の象徴 <p><改善すべき景観の発生要因></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の変化等により耕作放棄が増加 ・ 色彩に関するルールがないため奇抜な色の建築物等により景観阻害が生じている
第3回	<p><次世代に受け継ぐべき景観の取り組み方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な世代の市民が主体となった取り組みが必要。そのためには、住民が取り組みを通じて地域に対する誇りを醸成していくことが求められる。 ・ 伝建地区等の空家対策では、地区外等からの居住希望者の受け入れ制度や、歴史的建造物の民宿等へ利活用の仕組みなどを検討することも必要。 ・ 景観計画では、観光振興や商業活性化、自然環境保全など、どこに重点を置くのかを示す必要がある。 <p><改善すべき景観の取り組み方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画、屋外広告物、建築行政等と連動しメリハリのあるた規制・誘導が必要。



▲全体発表



▲ワークショップ成果



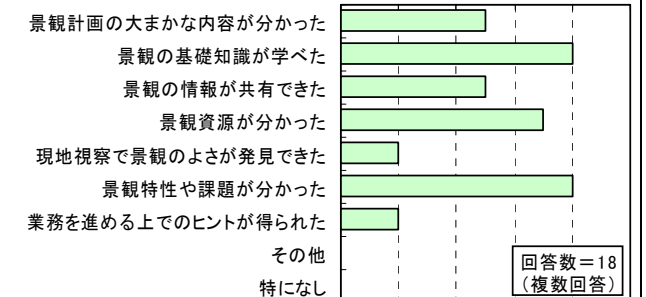
▲現地視察

参加者アンケート結果

プロジェクトチーム会議の開催後、会議の内容等について参加者にアンケート調査を実施しました。

会議の内容は概ね理解されており、出水市の景観に関する特性や課題などの情報共有を図ることができました。また、参加者の景観に関する関心や取り組み意欲が高まりました。

一方、検討時間が短く議論が不十分という意見や、景観に関する勉強会の継続的な開催などの要望もありました。



▲会議に参加して良かった点



IV. 景観計画の検討

1. 景観特性と課題


(1) 出水市の景観特性と問題点

「第1回策定委員会」・「プロジェクトチーム会議」等での意見を踏まえ、赤字部分を追記・修正しました。

○ 景観特性
● 景観に関する問題点


山の景観

- 山間部では棚田・滝・石橋・湯川内温泉などの温泉・集落などが山々の緑と調和し、独特の景観を創出している
- 山並みは景観の背景となる
- ゴミの不法投棄、伐採後植林されていない山による景観悪化が懸念される
- 高圧線鉄塔が景観を阻害している



視点場からの眺望景観

- 東光山公園、小原山、荒崎展望台などの高台からは出水平野や八代海の雄大な姿を眺望できる
- 丘陵地を走る道路・鉄道からは爽快な景観を楽しめる
- 平地からは遠く美しい山々の稜線が眺められる
- 展望台の施設等の維持管理が不十分な箇所がある




景観形成の取り組み

- 良好な景観の維持のため生垣の維持管理、清掃、植栽活動など、市民が取り組んでいる
- 自治会やNPO等地域に根ざした組織により、清掃活動などの自主的な取り組みが行われている
- 参加者の減少等により活動が衰退する可能性がある


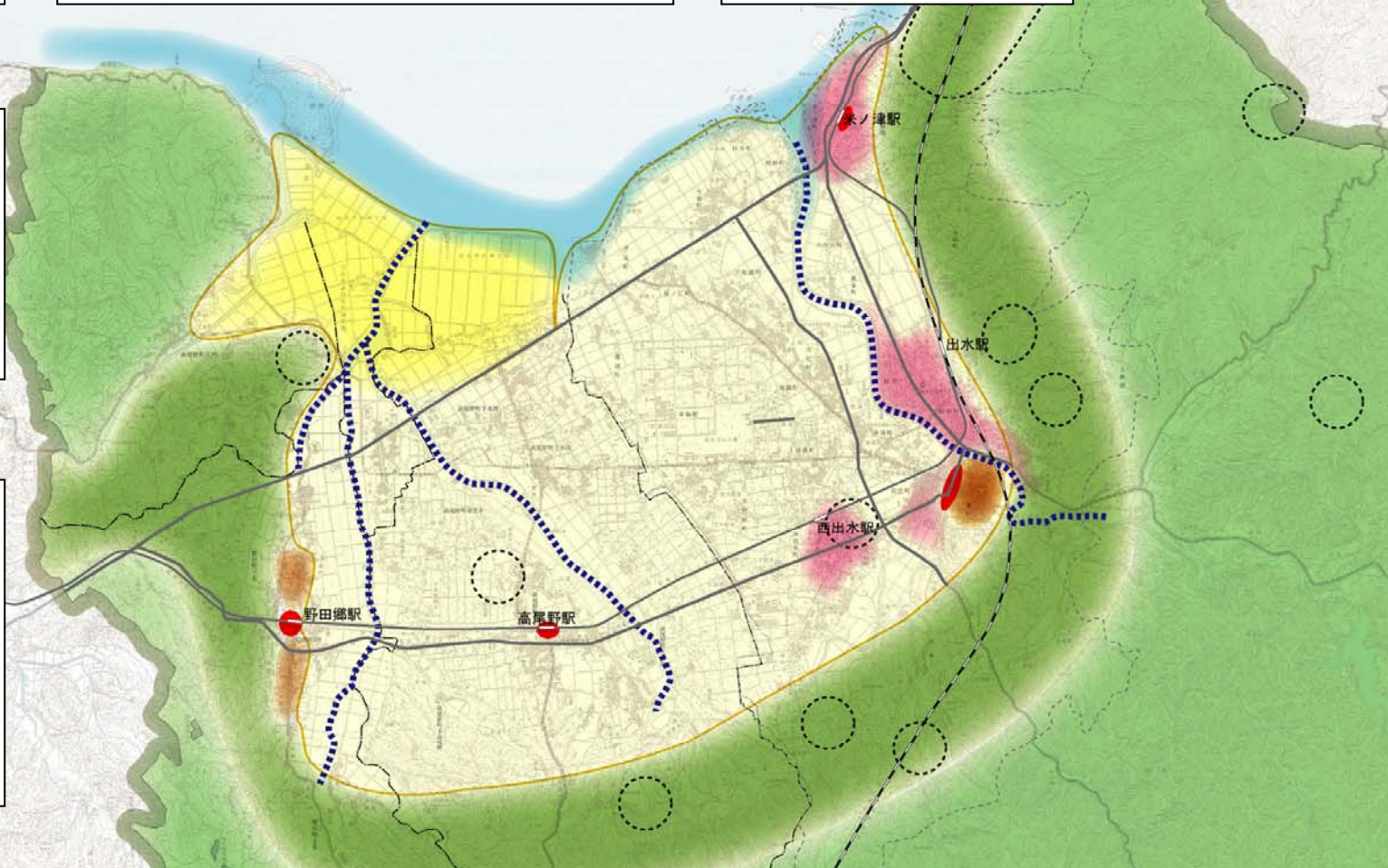
歴史的街並みの景観

- 各地に玉石・生垣の風情ある歴史的街並み景観がある
- 出水麓地区は、伝建地区であり観光資源としても重要である
- 野田熊陣馬場、感応禅寺周辺の落ち着いた風情は市民に親しまれている
- 調和しない建物、空家、電柱等が一部風情を乱している




海岸の景観

- 遠く浮かぶ島々、松並木や穏やかな開放感ある八代海などの海岸景観がある
- ケタ打瀬漁など伝統的な漁の様式が、漁業の衰退により見られなくなる恐れがある
- ゴミ捨て場となっている地点等がある


商店街の景観

- 駅周辺等には、古くからある小規模専門店が集積した生活感ある商店街景観がある
- アーケードや舗装など施設が老朽化し、多くの店舗でシャッターが降ろされ賑わいに欠ける
- 隣接する歴史的街並みとは、関連が薄く歴史的風情が感じられない




河川の景観

- 米ノ津川、高尾野川などの河川は市内を貫いて流れており、潤いある景観を連続で見ることができ
- アユ漁や米ノ津川河口で群れる水鳥の姿などを見ることができ、季節を感じさせる景観となっている
- 水質の悪化が河川景観を一部損なっている




一般市街地の景観

- 自然に囲まれ緑豊かで閑静な住宅地景観が形成されている
- 産業活力を感じさせる工場群の景観がある
- 一部沿道型商業地では人が多く賑わいある景観がある
- 派手な色彩の建築物等により市街地の景観が一部阻害されている




平野の景観

- まとまった田園、畑、植木生産、生垣がある住宅など緑豊かで美しい景観が見られる
- 古樹、史跡や寺社等の歴史・文化資源が点在し、祭りなどが行われている
- 社会情勢の変化による農業の衰退のため、耕作が放棄され、景観が悪化している




ツル飛来地の景観

- 冬季飛来するツルは、特別天然記念物に指定される出水市のシンボルの景観である
- ツルの飛来地では、山並みを背景に田園にツルが群れる景観を眺めることができる
- 冬季以外でも、まとまった田園の稲穂、麦畑などが良好な景観を形成している




丘陵地の景観

- 平野を取り巻くように緑豊かな丘陵地があり、潤いある景観を形成している
- 主に畑地等に利用されており、みかん畑の風景は、出水市らしさを醸し出している
- 公園や城址跡が四季折々の景観を形成している
- 手入れが行き届かないみかん畑や山城跡がある



沿道・沿線の景観

- 桜並木などは、地域の特性等沿道景観を形成している
- おれんじ鉄道や新幹線が、山沿いや海岸、田園を走る景観は、地域の人々に親しまれている
- 広告物等により沿道景観は一部雑然としている



319	319	110	津島駅前
320	320	110	津島駅前
321	321	110	津島駅前
322	322	110	津島駅前
323	323	110	津島駅前
324	324	110	津島駅前
325	325	110	津島駅前
326	326	110	津島駅前
327	327	110	津島駅前
328	328	110	津島駅前
329	329	110	津島駅前
330	330	110	津島駅前
331	331	110	津島駅前
332	332	110	津島駅前
333	333	110	津島駅前
334	334	110	津島駅前
335	335	110	津島駅前
336	336	110	津島駅前
337	337	110	津島駅前
338	338	110	津島駅前
339	339	110	津島駅前
340	340	110	津島駅前
341	341	110	津島駅前
342	342	110	津島駅前
343	343	110	津島駅前
344	344	110	津島駅前
345	345	110	津島駅前
346	346	110	津島駅前
347	347	110	津島駅前
348	348	110	津島駅前
349	349	110	津島駅前
350	350	110	津島駅前
351	351	110	津島駅前
352	352	110	津島駅前
353	353	110	津島駅前
354	354	110	津島駅前
355	355	110	津島駅前
356	356	110	津島駅前
357	357	110	津島駅前
358	358	110	津島駅前
359	359	110	津島駅前
360	360	110	津島駅前
361	361	110	津島駅前
362	362	110	津島駅前
363	363	110	津島駅前
364	364	110	津島駅前
365	365	110	津島駅前
366	366	110	津島駅前
367	367	110	津島駅前
368	368	110	津島駅前
369	369	110	津島駅前
370	370	110	津島駅前
371	371	110	津島駅前
372	372	110	津島駅前
373	373	110	津島駅前
374	374	110	津島駅前
375	375	110	津島駅前
376	376	110	津島駅前
377	377	110	津島駅前
378	378	110	津島駅前
379	379	110	津島駅前
380	380	110	津島駅前
381	381	110	津島駅前
382	382	110	津島駅前
383	383	110	津島駅前
384	384	110	津島駅前
385	385	110	津島駅前
386	386	110	津島駅前
387	387	110	津島駅前
388	388	110	津島駅前
389	389	110	津島駅前
390	390	110	津島駅前
391	391	110	津島駅前
392	392	110	津島駅前
393	393	110	津島駅前
394	394	110	津島駅前
395	395	110	津島駅前
396	396	110	津島駅前
397	397	110	津島駅前
398	398	110	津島駅前
399	399	110	津島駅前
400	400	110	津島駅前



(2) 景観形成に関する課題

「第1回策定委員会」・「プロジェクトチーム会議」等での意見を踏まえ、赤字部分を追記・修正しました。





IV. 景観計画の検討

2. 景観の将来像と基本方針(素案)

(1) 景観計画区域と将来像

景観形成における課題を踏まえ、課題の解決に向けた景観計画区域の設定と、課題解決によって目指す将来像を検討しました。

出水市の景観計画区域の設定

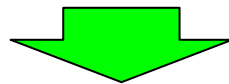
景観法第8条第2項第1号

■ 景観計画区域設定のパターン

「景観計画区域」とは、景観計画の対象となる区域であり、景観法に基づいて景観形成を進めていく区域です。

区域の設定方法として、

- ・ ケース1：市全域を景観計画区域として指定
- ・ ケース2：行政区域の一部（必要な区域のみ）を景観計画区域として指定
- ・ ケース3：市全域を景観計画に指定するとともに、自治体独自に「重点地区」を指定するパターンがあります。



■ 出水市における景観計画区域設定の考え方

出水市では、

- ・ 景観資源や景観に関する課題が市全域に分布していること
- ・ 山並みから出水平野を経て八代海に至る景観の連続性そのものが、本市の魅力の一つである自然景観を創り出していること

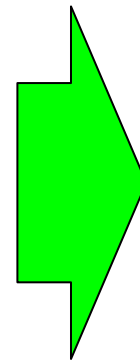
などから、景観形成の取り組みは市全域で取り組んでいく必要があります。

したがって、景観計画区域は市全域とします。

一方で、メリハリのある景観形成を進めていくため、特に重点的に景観形成を図っていく地域を「景観重点区域」として設定する予定です（次年度検討）。



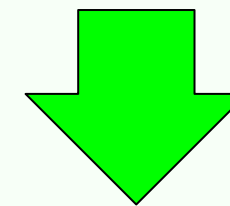
「景観計画区域」は
出水市全域



出水市の景観の将来像（素案）

■ 将来像の考え方

- ・ 景観計画は、出水市の景観形成の道しるべとなるものであり、その内容を景観形成の主体である市民・事業者・行政が共有することが景観形成のスタートであると考えます。
- ・ そのためには、出水市がどのような景観形成を目指すのか、すなわち、景観の将来像を共有する必要があります。
- ・ 将来像は、一言で出水の景観をひとことでイメージできるように、出水の景観を特徴づけている「歴史」「ツル」というキーワードを盛り込むことを念頭に検討しています。



■ 将来像

歴史に満ちたふるさとでありつづける鶴のまち出水

■ 将来像のイメージ

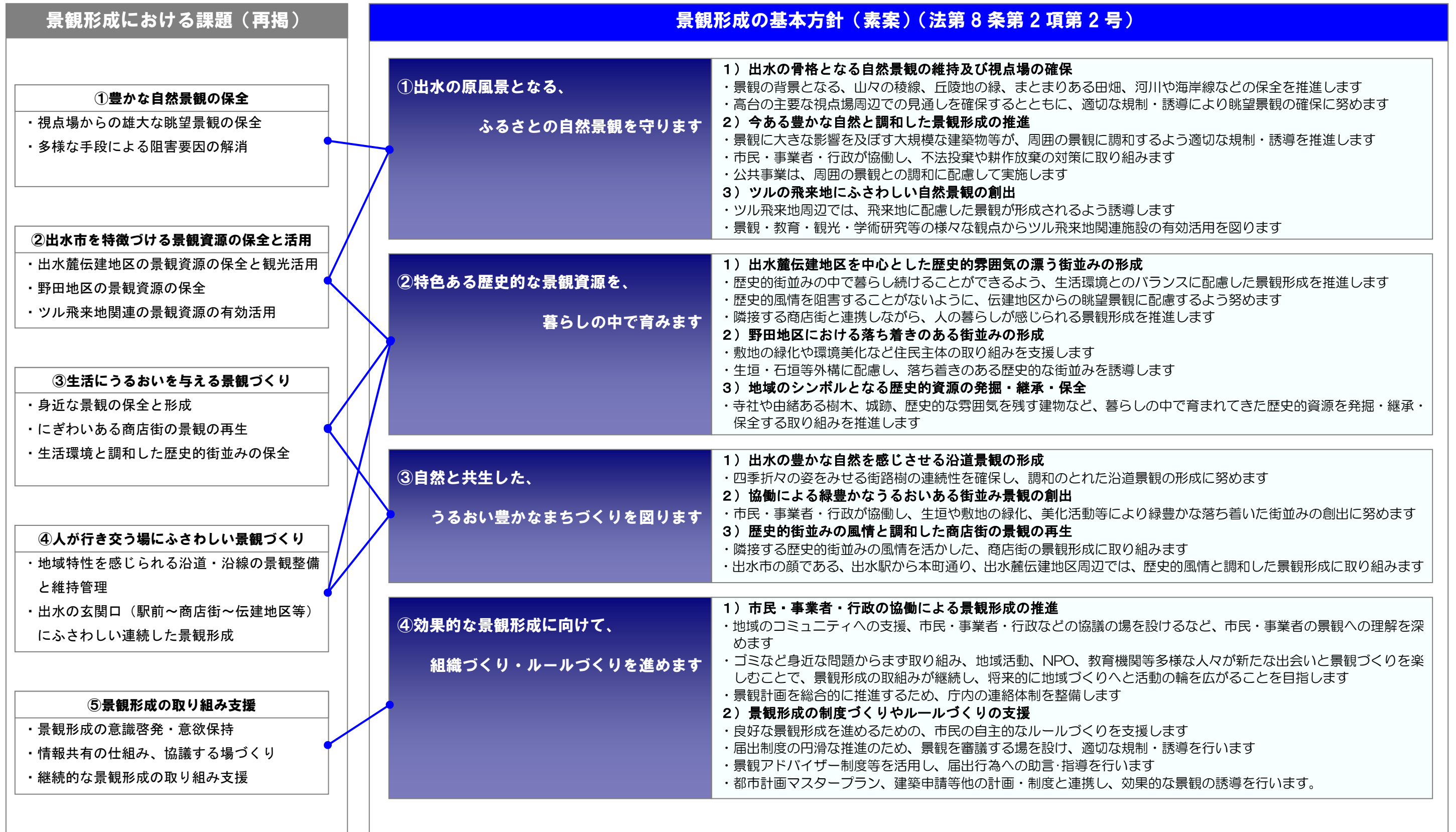
～日本中からありふれていたはずの「ふるさと」の風景が消えてゆきました。でも、出水には、やさしい緑の山並み、ツルが訪れる田園、穏やかで美しい海が、市民の手で残されています。緑の生垣が続く街並みには、薩摩の歴史と、それを受け継ぐ人々が営む落ち着いた暮らしが、息づいています。小さな商店街には、歴史とぬくもりが満ちています。いつでも、どんな人でも「かえって」することができます～



(2) 景観形成の基本方針

将来像の実現に向けて、課題解決に取り組む上での基本的な方針について検討しました。

(将来像) 歴史に満ちたふるさとでありつづける鶴のまち出水





(3) 基本方針のイメージ

基本方針に基づく取り組みが求められる地域を明示しました。具体的な位置や取り組み内容等については、今後、検討していきます。

① 出水の原風景となる、ふるさとの自然景観を守ります

ツル飛来地に配慮した景観が形成されるよう誘導

ツル飛来地関連施設の有効活用

高台の主要な視点場周辺での見通し・眺望景観の確保

協働で不法投棄や耕作放棄の対策に取り組む

公共事業は、周囲の景観との調和に配慮して実施

大規模な建築物が周囲の景観に調和するよう規制・誘導

景観の背景となる山々の稜線やまとまりある田畑等の保全

② 特色ある歴史的な景観資源を、暮らしの中で育みます

隣接する商店街と連携しながら、人々の暮らしが感じられる景観形成を推進

寺社など暮らしの中で育まれてきた歴史的資源を発掘・継承・保全する取り組みを推進

歴史的風情を阻害することがないように、伝建地区からの眺望景観に配慮

生垣・石垣等に配慮し、落ち着いた歴史的街並みを誘導

生活環境とのバランスに配慮した歴史的街並み景観形成の推進

敷地の緑化や環境美化など住民主体の取り組みを支援

③ 自然と共生した、うるおい豊かなまちづくりを図ります

街路樹の連続性を確保し、調和のとれた沿道景観を形成

歴史的風情と調和した景観形成

隣接する歴史的街並みの風情を活かした商店街の景観形成

生垣や敷地の緑化、美化活動等により緑豊かな落ち着いた街並み創出

④ 効果的な景観形成にむけて、組織づくり・ルールづくりを進めます

良好な景観形成を進めるための、市民の自主的なルールづくりを支援

景観を審議する場を設け、適切な規制・誘導を実施

景観アドバイザー制度等を活用し届出行為への助言・指導を実施

他の計画制度と連動し効果的な景観誘導を実施

地域への支援、協議の場設置などにより景観への理解を深める

景観計画を総合的に推進するため、庁内の連絡体制を整備

身近な問題からまず取り組み、地域活動等多様な人々が景観づくりを楽しむことで、将来的に地域づくりへと活動の輪を広げる



IV. 景観計画の検討

3. 具体的方策(素案)

基本方針を踏まえ、「市全体」「地域」「テーマ」「景観づくりの推進」整理したうえで、具体的方策（「市全域で進める景観づくり」について）を検討しました。

基本方針（再掲）	
①出水の原風景となる、ふるさとの自然景観を守ります	<ul style="list-style-type: none"> 景観の背景となる山々の稜線やまとまりある田畑等の保全 大規模な建築物が周囲の景観に調和するよう規制・誘導 協働で不法投棄や耕作放棄の対策に取り組み 公共事業は、周囲の景観との調和に配慮して実施 高台の主要な視点場周辺での見通し・眺望景観の確保 ツル飛来地に配慮した景観が形成されるよう誘導 ツル飛来地関連施設の有効活用
②特色ある歴史的な景観資源を、暮らしの中で育みます	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境とのバランスに配慮した歴史的街並み景観形成の推進 歴史的風情を阻害することがないように、伝建地区からの眺望景観に配慮 隣接する商店街と連携しながら、人々の暮らしが感じられる景観形成を推進 生垣・石垣等に配慮し、落ち着きある歴史的街並みを誘導 敷地の緑化や環境美化など住民主体の取り組みを支援 寺社など暮らしの中で育まれてきた歴史的資源を発掘・継承・保全する取り組みを推進
③自然と共生した、うるおい豊かなまちづくりを図ります	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の連続性を確保し、調和のとれた沿道景観を形成 生垣や敷地の緑化、美化活動等により緑豊かな落ち着いた街並み創出 歴史的風情と調和した景観形成 隣接する歴史的街並みの風情を活かした商店街の景観形成
④効果的な景観形成にむけて、組織づくり・ルールづくりを進めます	<ul style="list-style-type: none"> 地域への支援、協議の場設置などにより景観への理解を深める 身近な問題からまず取り組み、地域活動等多様な人々が景観づくりを楽しむことで、将来的に地域づくりへと活動の輪を広げる 景観計画を総合的に推進するため、庁内の連絡体制を整備 良好な景観形成を進めるための、市民の自主的なルールづくりを支援 景観を審議する場を設け、適切な規制・誘導を実施 景観アドバイザー制度を活用し届出行為への助言・指導を実施 他の計画制度と連動し効果的な景観誘導を実施

具体的方策	
①市全域で進める景観づくり	
<p>市全域に共通する緩やかな規制誘導方策</p> <p>今回検討事項</p> <p>(1) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 届出対象行為 2) 景観形成基準 <p>(2) その他のしくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 ②屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 ③景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可の基準 ④景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 ⑤自然公園法の許可基準 	<p>(1)良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項</p> <p>1) 出水市における届出対象行為設定の考え方(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全域で届出対象行為を設定する ・大規模な行為を届出対象行為として設定する ・地域特性の違いに配慮して対象とする規模を設定する ・景観への影響、制度の実効性等を考慮し、規模を設定する ・届出の実効性を高めるため、事前協議の義務化を検討する <p>2) 出水市における景観形成基準設定の考え方(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市全域で景観形成基準を設定し、景観阻害要因を防ぐ“ネガティブチェック”の役割を担う ・景観形成の基本方針に沿った景観形成基準を設定し、窓口での協議を通じて適切な景観に誘導する ・周囲の景観に与える影響が大きな色彩については、定量的基準を示す ・歴史的街並みなど景観形成上重要と考えられる地区では、別途検討する ・景観アドバイザー等の位置づけを景観計画で明確にし、定性的な景観形成基準への適合審査を行う <p>※届出対象行為と景観形成基準の基本的な内容は次ページを参照</p>
②地域で進める景観づくり	
<p>重点区域の設定と当該地区における景観形成の方策</p> <p>高台の視点場周辺、ツル飛来地周辺、本町通り商店街 出水麓伝建地区、野田地区 など</p>	
③テーマごとに進める景観づくり	
<p>景観づくりからはじめるまちづくりの方策</p> <p>歴史的街並み・耕作放棄地対策等 など</p>	
④景観づくりの推進	
(1)暮らしの中で育む景観づくりの支援策	
<ul style="list-style-type: none"> 1) 意識の向上 2) 組織づくりの支援 3) 取組の支援 	
(2)景観審議会の役割と景観計画の進行管理	
<ul style="list-style-type: none"> 1) 景観審議会の設置と役割 2) 景観計画の進行管理 3) 計画の見直し 	
(3)他の計画・制度との連携	
<ul style="list-style-type: none"> 1) 都市計画 2) 農振 3) 伝建地区 4) 公共事業 5) 観光 6) 建築確認 等 	

内容の具体は次年度検討



IV. 景観計画の検討

■良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(必須)

景観計画区域では、一定の行為について届出を行わなければならないこととされています。また、届出対象行為及びそれぞれの届出対象行為ごとの景観形成基準を定めることとされています。
当ページでは、届出対象行為及び景観形成基準で定めるべき基本的な事項を整理したうえで、出水市にふさわしい内容を検討します。

(1) 届出対象行為

景観計画では、届出の対象としなければならない行為（必須届出対象行為）と、自治体が選択することが出来る行為（選択可能な届出対象行為）があります。ただし、通常の管理行為、非常災害や景観行政団体の条例で定める行為等は適用除外となります。

①届出の対象としなければならない行為（必須届出対象行為）

- ア. 建築物の新築、増築、改築、外観の模様替、色彩の変更 など
- イ. 工作物の新築、増築、改築等外観の模様替、色彩の変更 など
- ウ. 建築物の建設等のための開発行為 など

②選択することが出来る行為（選択可能な届出対象行為）

- エ. 土地の形質の変更（土地の開墾、土砂の採取、鉱物の採取等）
- オ. 木竹の植栽又は伐採
- カ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- キ. 水面の埋立て又は干拓
- ク. 建築物等の外観について行う照明 など

③出水市における届出対象行為の考え方

1) 景観形成の基本方針（案）

- 景観の背景となる山々の稜線やまとまりある田畑等の保全
- 大規模な建築物が周囲の景観に調和するよう規制・誘導
- 生垣や敷地の緑化、美化活動等により緑豊かな落ち着いた街並み創出

2) 出水市における届出対象行為設定の考え方

- ・ 出水市の景観資源が市全域に及ぶことから、市全域で届出対象行為を設定する
- ・ 周囲の景観に与える影響が大きい、大規模な行為を届出対象行為として設定する
- ・ 地域特性の違いに配慮して対象とする規模を設定する
- ・ 対象行為の景観に与える影響および届け出制度の実効性等を考慮し、対象とする規模を設定する
- ・ 届出対象行為の実効性を高めるため、事前協議の義務化を検討する

(2) 景観形成基準

景観形成基準は、届出対象行為に対して、勧告もしくは変更命令の基準となるもので、以下に掲げる項目のうち必要なものを選択することとなっています。

①景観形成基準に定める事項

- ア. 建築物又は建築物又は工作物の色彩や外観（形態・意匠）
- イ. 建築物又は工作物の高さ（最高限度又は最低限度）
- ウ. 建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積（最低限度）
- エ. その他建築物又は工作物の建築にあたって良好な景観の形成のための制限
その他地区別、行為別の景観形成基準を設けることが可能

②留意事項

- ◆ 勧告等の命令の基準となることから、客観的基準であることが望ましい
- ◆ 利用を不当に制限するものではないように定めること
- ◆ 建築物等の高さ制限のような財産権に強く関係する制限については、「景観地区」又は「高度地区」等の都市計画決定を行うこと
- ◆ 公共施設に関する制限では、その公共施設等の管理者と事前に調整することが望ましい など

③出水市における景観形成基準の考え方

1) 景観形成の基本方針（案）

- 景観の背景となる山々の稜線やまとまりある田畑等の保全
- 大規模な建築物が周囲の景観に調和するよう規制・誘導
- 生垣や敷地の緑化、美化活動等により緑豊かな落ち着いた街並み創出

2) 出水市における景観形成基準設定の考え方

- ・ 市全域で景観形成基準を設定し、景観阻害要因を防ぐ“ネガティブチェック”の役割を担う
- ・ 景観形成の基本方針に沿った景観形成基準を設定するとともに、窓口での協議を通じて適切な景観となるよう誘導する
- ・ 周囲の景観に与える影響が大きな色彩については、定量的数値基準を示す
- ・ 歴史的街並みなど景観形成上重要と考えられる地区では、別途検討する
- ・ 景観アドバイザー等の位置づけを景観計画で明確にし、定性的な景観形成基準への適合審査を行う



■届出対象行為の例

ア. 建築物の新築、増築、改築など



大規模な建築物



高層の建築物

イ. 工作物の新築、増築、改築など



一定の高さ以上の塔状工作物

ウ. 建築物の建設のための開発行為



大規模な住宅団地開発

エ. 土地の形質の変更



土石類の採取

オ. 木竹の植栽または伐採



皆伐による伐採

カ. 屋外における土石、廃棄物等の堆積



廃棄物等の堆積

キ. 建築物等の外観について行う照明



建築物等へのライトアップ

出典：美しさと風格を備えた鹿児島らしい都市景観を目指して大分市景観計画

■景観形成基準の例

■ 全国の事例

- ・ 景観形成基準は、景観計画の目的や対象とする区分により様々であるが、全国の事例では景観計画区域全域に共通の基準を設けているところが6割を超える。
- ・ 数値基準（色彩のマンセル値等）は、望ましくない計画を排除する最低基準としての役割が大きい。
- ・ 定性的な基準は、景観形成の基本方針を反映させることができるが、運用が難しい場合もある。

出典：都市計画論文集 43-3（2008）小浦久子

■ 建築物の形態等に厳格に基準を設けた自治体の例

- ・ 自治体の特徴：長年景観まちづくりにとりくむ観光地
- ・ 景観計画の目的：歴史的街並みなど特定地区の基準策定
- ・ 景観計画区域：小規模
- ・ 届出対象行為：区域内の行為ほぼすべて（寺社除く）
- ・ 景観形成基準：区域ごとに建築物の高さ、形態意匠等に詳細な基準があり、図で示されている



出典：港町油津景観計画（日南市）

■ 定性的基準に加え色彩、高さ等の数値基準を設けた自治体の例

- ・ 自治体の特徴：眺望が特徴的な中核都市
- ・ 景観計画の目的：市全体の景観形成、眺望確保
- ・ 景観計画区域：市全域
- ・ 届出対象行為：中規模
- ・ 景観形成基準：全体的に定性的であるが、眺望確保のための高さについては明確な基準がある



出典：鹿児島市景観計画

■ 定性的基準が中心の自治体の例

- ・ 自治体の特徴：工業が盛んな中核都市
- ・ 景観計画の目的：市全域のよりよい景観形成
- ・ 景観計画区域：市全域
- ・ 届出対象行為：中規模、対象とする行為が多い
- ・ 景観形成基準：定性的基準のみ

出典：大分市景観計画

景観形成基準	
届出対象となる建築物は、良好な市街地環境や自然景観など周囲に調和したものとします。	
建築等に関する行為の基準	
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長に資する形状・素材・工法・色彩によるものとする。 ・ 眺望点からの眺望に配慮したものであると同時に、背後の景観への眺望を極度に妨げないものとする。
建築物の配置及び形状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観に調和し、地域の景観的特長に資する配置及び形状とする。 ・ 既存の樹木・地形その他景観的特長を活かした配置に努める。 ・ まち並みが形成されている地域における場合には、まち並みとの調和及び連続性に配慮した配置及び形状とするよう努める。 ・ 眺望点から視線など眺望要素への眺望に配慮した配置及び形状とするよう努める。



■景観条例の必要性

- 出水市が景観行政を推進していくためには、「景観計画」を策定するとともに、景観法において委任されている事項について「景観法委任条例」を併せて制定する必要があります。
- 「法委任条例」を制定しない場合、建築物等の形態意匠に対する変更命令ができないほか、景観計画区域内のあらゆる規模の建築物・工作物・開発行為が届出の対象となるため、届出事務が膨大になる恐れがあることから、景観計画を策定する際には、「法委任条例」を制定する必要があります。
- また、助成や顕彰等の景観法で委任されていない事項の制度等を創設する場合は、「自主条例」として定めることができます。

■出水市における景観条例(案)の考え方

景観法の枠組みを活用しつつ、景観条例(案)を次のように考えます。

- 景観条例(案)は、景観法委任条例と自主条例を一体とした条例とすることが望ましいと考えます。
- 景観条例(案)では、景観計画の実効性の向上を図るため、届出制度の運用のしくみや景観計画の推進体制について、自主条例として位置付けます。

■構成案

上記の考え方を踏まえ、出水市の景観条例の構成を以下のように考えています。

構 成		概 要
第1章	総 則	○ 目的、基本理念、定義、責務（市、市民、事業者）について規定します。
第2章	良好な景観の形成に関する基本的事項 (自主条例)	○ 良好な景観の形成に関する基本的な施策や実行にあたっての基本的な考え方を規定します。 ▶ 景観法に基づく景観計画の策定 ▶ 市民等と協働 ▶ 市民または事業者に対する支援 ▶ 国等に対する協力要請 など
第3章	景観計画 (景観法委任条例)	○ 景観法に基づく景観計画について規定します。 ▶ 景観計画の内容 ▶ 景観計画の策定手続 ▶ 景観計画の提案団体
第4章	景観計画区域内における行為の制限 (景観法委任条例)	○ 景観法により委任された事項について規定します。 ▶ 届出対象行為の適用除外 ▶ 届出対象行為の追加 ▶ 特定届出対象行為 ▶ 勧告、命令等に関わる手続 など ○ また、届出制度の実効性を向上するため、自主条例として、「事前協議」や「完了届出の提出」、「届出台帳の作成と公表」などのしくみを規定します。
第5章	景観形成重点区域	○ 「地域で進める景観づくり」において重点的に景観形成を進める区域を定める場合は、個別に届出対象行為の適用除外や特定届出対象行為について規定します。
第6章	景観形成の推進体制	○ 景観計画の推進体制として、景観審議会の設置や役割について規定します。 ○ また、届出制度の円滑な運用を図るため、景観アドバイザーの設置や役割について規定します。
第7章	表彰・助成、協定等	○ 景観賞などの表彰制度や助成制度等について規定します。 ○ また、景観協定など、地域で取り組む身近な協定のしくみを規定します。